

## 【重要】

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

令和4年3月18日  
在ドバイ日本国総領事館

### 【ポイント】

- 「在留届」は、旅券法第16条により、3か月以上海外に滞在する日本人に提出が義務づけられています。「たびレジ」は、3か月未満の海外滞在時に、安全情報等を受け取ることができるシステムです。
- 「在留届」の住所や同居家族の情報に変更がある場合には、「変更届」を提出してください。また、第三国への転勤や日本への本帰国の際は、必ず「帰国届」を提出してください。
- 「在留届」の提出又は「たびレジ」への登録は、滞在先で災害や騒乱等が発生した際の情報提供、安否確認等に活用される重要な基礎情報となります。家族、友人、同僚等で未登録の方がいらっしゃれば、積極的に登録をご案内ください。

### 【本文】

#### 1 「在留届」、「たびレジ」とは

##### (1) 在留届

旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本国大使館、総領事館等に「在留届」を提出することが義務づけられています。

在留届の情報は、災害や騒乱等が発生した場合、在留邦人の実態把握、安否確認等に利用されます。また、在外公館にて各種証明や在外選挙人証等の申請を受理した際に申請者の在留状況を確認する場合や、当館から各種情報提供を行う場合にも活用されるなど、重要な基礎情報となります。

なお、在留届は日本国内の住民票とは紐付いていません。日本出国時に住民票を転出していない場合でも、3か月以上海外に滞在する場合は、必ず在留届を提出してください。在留届の変更方法等については、以下2をご参照ください。

##### (2) たびレジ

「たびレジ」は、3か月未満の海外滞在時に、現地にある日本国大使館、総領事館等から、渡航先の安全に関する最新情報をメールで受け取るためのシステムです。また、現地で事件・事故が発生した場合には、迅速・正確な情報提供のほか安否確認にも活用され、その後の在外公館からの素早い支援にもつながります。当館に「在留届」を出している方も、旅行や出張で第三国に渡航する際は、事前に「たびレジ」に登録し、渡航先の情報を入手できるようにしてください。

たびレジ登録はこちらから <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

#### 2 「在留届」に変更がある方へのご案内

##### (1) 変更届

過去に当館に在留届を提出し、現在も当館の管轄地(ドバイ及び北部首長国)に在留中の方で、住所、電話番号、同居家族、滞在期間等の届出情報に変更があった場合は、速やかに「変更届」を提出してください。

##### (2) 帰国届

第三国に転出又は日本に本帰国した方は、速やかに「帰国届」を提出してください。帰国届を提出していない場合、災害や騒乱等が発生した際の安否確認対象の母数の算出に支障が出て、実態把握が難しくなります。緊急事案発生時の的確な対応のため、「帰国届」は必ず提出するようにお願いします。

### (3) 手続方法

ア 外務省ウェブサイト(オンライン在留届ORRネット)から在留届を提出した方

以下のウェブサイトからログインした上で、各種届を提出してください。帰国日や転出日が不明な場合は、おおよその年月日を入力することで問題ありません。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

イ 紙媒体で当館に在留届を提出した方

以下のいずれかの様式に必要な事項を記入した上で、メール( [ryouji@du.mofa.go.jp](mailto:ryouji@du.mofa.go.jp) )で当館に提出してください。

(ア) 変更届

PDF <https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/newhp/henkou.pdf>

Excel <https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/files/100132938.xlsx>

(イ) 帰国届

PDF [https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/newhp/kikoku\\_tensyutsu.pdf](https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/newhp/kikoku_tensyutsu.pdf)

Excel <https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/files/100132943.xlsx>

## 3 備考

(1) 「在留届」の提出又は「たびレジ」への登録は、滞在先で災害や騒乱等が発生した際の情報提供、安否確認等に活用される重要な基礎情報となります。家族、友人、同僚等で未登録の方がいらっしゃれば、積極的に登録をご案内ください。

(2) 当館では定期的に在留届の確認作業を行っております。今後、在留届上の連絡先に連絡がつかず、更にその1年後にも連絡がつかなかった場合には、当館の管轄地域から転出したものとみなし、在留届の転出処理をすることになりますのでご了承ください。

「在留届」や「たびレジ」に関して、ご不明な点等がありましたらお気軽に当館領事班までお問い合わせください。

---

在ドバイ日本国総領事館

電話: +971-(0)4-293-8888

(月曜～木曜07:30-16:15、金曜07:30-12:15)

所在地 : 28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

メール: [ryouji@du.mofa.go.jp](mailto:ryouji@du.mofa.go.jp)

ホームページ: [http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※本メールは、在留届提出者及びたびレジ登録者に送付しています。

---